

## 公立保育所及び幼保連携型認定こども園民営化方針（案）

### 1. 民営化の目的

近年、女性の社会進出や共働き世帯の増加により、待機児童の解消や特別保育の拡充など多様化する保育ニーズへの対応が求められています。同時に、行財政運営の改革を進める中で、多くの自治体が保育施設等の民営化に取り組み、その成果を上げているところです。

笠間市においては、公立保育所 4 施設と幼稚園 2 施設を設置し、発達段階に応じたきめ細やかな教育・保育に取り組んできました。しかしながら、子ども・子育てを取り巻く環境が著しく変化していることから、公立保育所・幼稚園整備基本計画（平成 24 年 12 月策定）並びに笠間市行財政改革大綱実施計画に基づき、公立保育所等の民営化を含めた今後の在り方及び幼保連携型認定こども園の整備に向けて検討を重ねてきました。

本方針は、これまでの経過をまとめ、民間の柔軟な発想と優れた運営能力を活用した市民サービスの向上、国県からの補助金充当による運営経費の削減、さらに、削減経費をより質の高い子育て支援策や少子化対策に充当することが可能になるなどの利点を検証し、教育福祉政策のさらなる好循環を推進するために策定するものであります。

### 2. 公立保育所・幼稚園一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

区分	施設名	建築年度	経過 年数	構造	延床面積 (㎡)	部屋数 (室)
公立保育所	いなだ保育所	平成 3 年	24 年	木造	711	5
	くるす保育所	平成 11 年	16 年	木造	995	6
	ともべ保育所	平成元年	26 年	木造	644	5
	てらざき保育所	H28.4.1 から認定こども園「かさまこども園」へ移行				
公立幼稚園	稲田幼稚園	昭和 46 年 昭和 54 年	44 年 36 年	鉄骨 鉄骨	450 200	6
	笠間幼稚園	H28.4.1 から認定こども園「かさまこども園」へ移行				

### 3. 入所状況

平成 28 年 4 月 1 日現在（単位：人）

施設名	定員	入所者数	年齢別入所者数					
			0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
いなだ保育所	87	70	1	7	16	14	16	16
くるす保育所	150	138	1	17	23	26	30	41
ともべ保育所	92	100	4	16	21	21	17	21
合計	329	308	6	40	60	61	63	78

稲田幼稚園	57	46	—	—	—	7	23	16
合計	57	46	—	—	—	7	23	16

かさまこども園	210	209	11	20	24	48	47	59
合計	210	209	11	20	24	48	47	59

#### 4. これまでの経過

No.	協議機関等	協議結果（抜粋）
1	笠間市保育所施設整備計画検討委員会（H23.1.21）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①老朽化が進む笠間地区の施設については、現在国が進めている「認定こども園」の方向性を見極め、公立幼稚園との連携を視野に入れる。</li> <li>②幼保連携に併せて、民営化等に向けた運営主体についても検討を進める。</li> <li>③友部地区は概ね定員を上回る状況が続いていることから、当面は現体制のままサービスの向上に努める。</li> </ul>
2	笠間市幼児施設設置協議会答申（H24.7.23）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①てらぎ保育所は、建替え・移転するとともに、現行保育所制度のまま民営化することが望ましい。</li> <li>②いなだ保育所は、現在地において、現行保育所制度のまま民営化することが望ましい。</li> <li>③幼稚園は2園とも定員割れが続いていることから、2園を1園とし、建替え（移転を含む）が望ましい。</li> <li>④くるす・ともべ保育所は、現在地において、現行保育所制度のまま、将来、段階的に民営化することが望ましい。</li> <li>⑤国の新たなシステムが整備された場合は、適切に対応していくことが必要である。</li> </ul>
3	庁議（H24.11.14）	①幼保連携型認定こども園の整備について検討する。
4	庁議（H24.12.7）	①笠間地区・稲田地区に1か所ずつ幼保連携型認定こども園を建設する。
5	笠間市幼児施設設置協議会（H24.12.25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①笠間地区に笠間幼稚園とてらぎ保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を整備する。</li> <li>②稲田地区に稲田幼稚園といなだ保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を整備する。</li> </ul>
6	公立保育所・幼稚園整備基本計画を策定（H24.12）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①改正認定こども園法に基づき、笠間幼稚園とてらぎ保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を笠間地区に整備し、稲田幼稚園といなだ保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を稲田地区に整備していくことが適切である。</li> <li>②くるす保育所・ともべ保育所は、現在地において現行制度まま段階的に民営化を図ることとする。</li> <li>③幼保連携型認定こども園の民営化は現時点で認められていないため、今後整備する幼保連携型認定こども園は市が運営する。</li> </ul>
7	庁議（H25.10.11）	①稲田地区の認定こども園は、稲田幼稚園を解体し、同敷地に建設する。
8	庁議（H25.12.12）	①笠間地区の認定こども園は、佐城小学校を解体し、同敷地に建設する。
9	H27.6.19 佐城小学校解体完了	
10	H28.4.1 幼保連携型認定こども園「かさまこども園」開園	

## 5. 公立保育所・幼稚園整備基本計画による運営形態の移行

従来の運営形態	今後の運営形態
くるす保育所	くるす保育所
ともべ保育所	ともべ保育所
てらざき保育所	笠間地区幼保連携型認定こども園 (平成 28 年 4 月開園)
笠間幼稚園	
いなだ保育所	稲田地区幼保連携型認定こども園 (平成 29 年 4 月開園予定)
稲田幼稚園	

## 6. 子ども・子育て新制度における民営化の形態

公立保育所等の運営を民間法人に委ねる方法として、次の4つの形態が考えられます。対象となる法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO 法人など多様な法人から選定することが可能ですが、幼保連携型認定こども園は学校に位置付けられていることから、その管理・運営を包括的に民間委託することができず、平成 27 年 3 月改正認定こども園法第 34 条の規定により、下記記載の公私連携だけが認められています。

### (1) 民間移譲（民設民営）

公有施設そのものを民間に移譲するもので、基本的に土地・建物を売却して民間法人が運営することになります。民間運営の保育施設となるため、運営経費は保護者負担金のほか、国県市が負担することになります。この場合、公有施設の財産処分に係る議会の議決が必要となります。

### (2) 公私連携（民設民営）

幼保連携型認定こども園の建物又は建物と土地の両方を長期間無償又は廉価で貸し付け、市と法人が協定を締結することによって、教育・保育運営に市が関与していくこととなります。対象となる法人は、学校法人又は社会福祉法人に限定されており、民間運営の保育施設となるため、運営経費は保護者負担金のほか、国県市が負担することになります。地方自治法第 96 条の規定により、議会の議決が必要となります。

### (3) 指定管理（公設民営）

保育施設の運営に関する指定管理者の主体的な意思を尊重し、一定期間、民間法人に運営を委ねるものです。施設所有者は市となりますが、実施主体は指定管理者となり、運営の責任は指定管理者が負うこととなります。運営経費は市が負担することとなります。指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要となります。

### (4) 業務委託（公設民営）

運営を包括的に法人に委託するもので、運営経費は市が負担することとなります。

### ■民営化形態一覧

形態	運営主体	経費負担	手続き	実施の可否	
				保育所	認定こども園
民間移譲	民間	国県市	財産処分の議決	○	×
公私連携	民間	国県市	長期貸付の議決	○	○
指定管理	民間	市	選考法人の議決	○	×
業務委託	市	市	契約行為	○	×

## 7. 施設別民営化方針

### (1) くるす保育所（民間移譲）

くるす保育所は涸沼川と稲田川が合流する地点に位置し、台風や集中豪雨による河川の増水で保育所駐車場が水没することがあります。そのため、大雨・台風時避難マニュアルを作成し、増水時の児童の安全確保に対応してきました。実際に平成 26 年 8 月と平成 27 年 9 月の大雨で河川が氾濫し、笠間公民館へ児童を一時避難させた経緯があり、今後も同様の被害に対応せざるを得ない状況にあります。こうした立地環境にあることから安全な場所へ移転することが望ましいと考えられますが、建物・設備が比較的新しいことから、駐車場の嵩上げや新たな駐車場の確保について検討し、現在地において現行制度のまま土地・建物を民間法人に移譲又は貸与するものとします。

### (2) ともべ保育所（民間移譲）

ともべ保育所は、これまで民有地を借地し賃貸借契約を締結しており、今後も借地である限り、賃借料の支払いが発生することになります。そのため、市は土地の取得に努めるものとし、敷地所有者の了解が得られれば土地を取得し、現在地において現行制度のまま土地・建物を民間法人に移譲又は貸与するものとします。

### (3) 笠間地区幼保連携型認定こども園（教育的連携→公私連携）

平成 28 年 4 月に開園した笠間地区幼保連携型認定こども園「かさまこども園」は、公立保育所・幼稚園整備基本計画どおり、当面は市が運営するものとします。ただし、今後の教育・保育の質を高めるため、当初から大学との教育的連携を図り、職員間の研修や子育て支援、発達障害児支援など、官学が一体となったカリキュラムを編成・継続していくこととします。なお、3年後をめどに公私連携に移行することとします。

### (4) 稲田地区幼保連携型認定こども園（教育的連携→公私連携）

平成 29 年 4 月の開園を予定している稲田地区幼保連携型認定こども園は、笠間地区と同じく当面は市が運営するものとします。ただし、開園後 2～3 年の準備期間を経て大学又は社会福祉法人との公私連携に移行することとします。大学との公私連携を実施する場合には、準備期間中において上記（3）と同様に教育的連携を図り、教育・保育の質の向上に努めていくこととします。

## 8. 民営化に向けた 5 か年方針

笠間市子ども・子育て会議における審議並びにパブリック・コメントを実施しながら、下記業務を継続的に推進していきます。なお、民営化にあたっては、今後の入所児童数の動向を踏まえ、各施設の規模と民間施設の状況を含めて検討していくこととします。また、保護者を対象とした説明会を開催し、ご意見・ご要望をいただいております。

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
くるす保育所		外構の検討 駐車場確保	外構工事 保護者説明	建物修繕	民間移譲
ともべ保育所	地権者交渉	保護者説明	建物修繕	民間移譲	
笠間地区 認定こども園	教育的連携・保護者説明			公私連携	
稲田地区 認定こども園	公私連携準備 教育的連携・保護者説明			公私連携	

【参考資料】

1. 民営化等による年間運営経費概算比較

(単位：千円)

施設名 経費区分	くるす保育所		ともべ保育所		笠間地区認定こども園		稲田地区認定こども園	
	公 営	民間移譲	公 営	民間移譲	公 営	公私連携	公 営	公私連携
①年間経費(人件費 7 人分含む)	119,000	104,000	103,000	87,000	146,000	145,000	110,000	109,000
②国・県の補助金	0	56,000	0	49,000	0	88,000	0	70,000
③保護者負担金	29,000	29,000	21,000	21,000	27,000	27,000	16,000	16,000
実質的な市の負担額(①－②－③)	④90,000	⑤19,000	④82,000	⑤17,000	④119,000	⑤30,000	④94,000	⑤23,000
一般財源軽減額(⑤－④)		△71,000		△65,000		△89,000		△71,000

注1：公営年間経費は、施設運営経費と正職員の人件費合計金額

注2：民間移譲・公私連携年間経費は、入所児童人数分の公定価格

2. 教育的連携のための具体的事業

対象者	具体的事業			対象者	具体的事業		
職員対象	講師派遣	研修	①乳児保育に関する研修 ②幼児保育に関する研修 ③障害児保育に関する研修 ④幼小中の連携・接続に関する研修 ⑤経営マネジメントに関する研修 ⑥少子化の現状と課題に関する講演	学生対象	・実 習 ・研 修	①インターンシップによる実習と連携 ②専門的知識・技術的支援 ③実習のフォローアップ ④保護者との交流 ⑤乳幼児に関する研究発表の場の提供 ⑥研究成果の広域発信	
保護者対象	講師派遣	講習	①連携事業の周知 ②遊びやものづくりに関する講習 ③育児講座シリーズ ④心の教育講座 ⑤子育てに関する実技 ⑥子育て支援講座 ⑦乳幼児コミュニケーション講座 ⑧子育て支援センターでの交流事業	市民対象	・情報公開 ・講演会	①連携事業の紹介・広報 ②連携行事の一般公開 ③パブリシティの活用 ④学術講演会 ・子育てと仕事の両立 ・教育保育支援 ・幼児虐待 ⑤小中高校生を対象とした育児体験	

